

沼津市公共施設照明 L E D 化事業  
募集要項

令和 7 年 11 月 21 日

沼津市

## 目次

|                                           |    |
|-------------------------------------------|----|
| 1. 募集要項の概要 .....                          | 1  |
| 2. 事業内容に関する事項 .....                       | 1  |
| 3. 民間事業者の募集及び選定に関する事項 .....               | 4  |
| 4. 募集に関する手続等 .....                        | 6  |
| 5. 優先交渉権者の選定 .....                        | 11 |
| 6. 応募に関する条件 .....                         | 12 |
| 7. 事業契約に関する事項 .....                       | 14 |
| 8. 事業者の責任の明確化と適正かつ確実な事業の確保に関する事項 .....    | 14 |
| 9. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 .....       | 15 |
| 10. 金融機関等と市との協議 .....                     | 16 |
| 11. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項 ..... | 16 |

## 1. 募集要項の概要

沼津市（以下「市」という。）は、沼津市公共施設照明ＬＥＤ化事業（以下「本事業」という。）を、民間事業者の資金と経営能力等の活用を図る「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号以下「ＰＦＩ 法」という。）に基づく事業（以下「ＰＦＩ 事業」という。）、及び、内閣府「PPP/PFI 推進アクションプラン（令和 5 年改訂版）」における「ローカル ＰＦＩ」として実施するため、令和 7 年 10 月 7 日に公表した「沼津市公共施設照明ＬＥＤ化事業実施方針」（以下「実施方針」という。）及び実施方針に対する意見・質問を踏まえ、本事業を ＰＦＩ 事業として実施することが適切であると認め、令和 7 年 11 月 21 日に ＰＦＩ 法第 7 条の規定により本事業を「特定事業」として選定した。

本募集要項は、市が本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を、公募型プロポーザル方式により選定するにあたり配布するものである。本募集要項に添付する要求水準書、審査基準書、様式集、基本協定書（案）及び事業契約書（案）は、本募集要項と一体のものとする。なお、募集要項に記載がない場合は、実施方針の規定が適用され、本募集要項と実施方針に相違がある場合は、本募集要項の規定が優先するものとする。

## 2. 事業内容に関する事項

### 1) 事業名称

沼津市公共施設照明ＬＥＤ化事業

### 2) 公共施設の種類等

更新・維持管理対象          77 施設          総管理数 43, 577 台  
・施設の種類は、別紙-1 を参照

### 3) 公共施設の管理者の名称

4) 沼津市長          頼重 秀一

### 5) 事業の目的

近年、世界中で地球温暖化の影響が叫ばれる中、国でも温室効果ガス排出量の削減について施策を推進することが責務となっている。また、水銀に関する水俣条約の発効によって水銀灯及び一般蛍光灯等の生産・販売等が中止となり、同製品への更新が出来なくなるなど照明設備の取替も急務となっている。

本市は、令和 4 年 3 月に「ゼロカーボンシティ NUMAZU2050」を表明し、市事務事業においても、「沼津市役所環境方針」及び「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロを目指して取り組んでいる。

また、本市は、公共施設全体のエネルギー使用量（原油換算値）の合計が、1,500kl／年を超える「特定事業者」であり、エネルギー使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）において、エネルギー消費原単位の対前年度比を年1％以上低減させることが求められている。

本事業は、既設照明施設のLED化の更新にあたり、資金調達面や施工、維持管理などについて民間事業者に委ねることで、長期間に亘って良好な保全状態で維持し、長期的な観点での整備コストの縮減と質の確保を図るとともに、国連が提唱する「持続可能な開発目標（SDGs）」、政府が提唱する「地域循環共生圏」「ローカルPFI」等の主旨に沿った事業とすることにより、沼津市内の地域経済・社会により多くのメリットをもたらすことを目的とする。

なお、本事業は、「ゼロカーボンシティ NUMAZU2050」の表明や、「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づく電力使用による二酸化炭素排出量の削減とエネルギー使用の合理化に資する施策の一つとして位置付けるものである。

## 6) 事業方式

本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下、PFI法という。）第8条第1項の規定に基づき市が選定した民間事業者（以下「事業者」という。）が、対象施設の設計業務、施工業務、維持管理業務を事業契約書に定める事業期間中にわたって遂行する、BTO方式（Build Transfer and Operate）により実施する。また、内閣府「PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改訂版）」における「ローカルPFI」に沿うものとする。

## 7) 業務範囲

本事業において事業者が実施する業務範囲は、次のとおりである。

### ① 調査業務

#### ア 事前調査

施設に関する調査（所在地、搬入経路等及び、設備管理上必要となる各種情報の調査）

#### イ 現地調査

既設照明灯設備に関する調査（灯具の種類等の設備内容調査）

### ② 照明灯設備のデータベース構築、報告

ア 照明灯設備の詳細情報をエクセルにてデータベースを構築すること

イ 事業期間中に市が行う照明設備の修繕依頼や新設・移設・撤去等の移動連絡に係わる情報をアで構築した内容に基づき市に報告すること

市は報告内容に基づき、データベースを更新すること

③ 設計・施工計画・施工・施工管理業務

ア LED 化のメリットを最大限に享受できる設計・施工計画・施工・施工管理

イ 利用者及び作業者の安全に配慮した設計・施工計画・施工・施工管理

④ 既設設備の撤去・リサイクル・廃棄処分業務

ア 関係諸官庁の指導及び関係法令等を遵守しつつ、撤去工事及び施工管理を実施すること

イ 撤去した設備（灯具本体、グローブ、安定器等）の再利用、撤去品項目ごとの適切なリサイクル方法にもとづき実施すること

⑤ 維持管理業務

ア 事業者は、施設管理者等からの連絡に基づき、設備の調査・修繕を行う。

イ 事業者は、照明灯に関する市都合による移動連絡（新設・撤去・移設等）を受けた場合、都度、市と協議、見積のうえ決定し、その内容にもとづき対応するものとする。これらもデータベースの内容に基づき、市へ報告する。また、アの修繕結果についても同様とする。

ウ 本事業以前に設置した既設の LED 設備については、本事業の対象外とする。

エ 事業者は、施設管理者等からの連絡受付のための窓口を設置し、少なくとも平日午前 9 時から午後 6 時まで、設備の修繕依頼を受け付ける。

オ 修繕については、依頼を受けた日から起算して、原則 3 日以内に実施するものとする。ただし、緊急的な初期応動が必要な場合は、速やかに応急的な対応作業を実施する。その際に生じる費用は、その損害の原因により事業者又は市が負担することとする。

(A) 事業者が費用を負担する場合

(1) 火災、落雷、破損、雪害・風害、電氣的・機械的事故など、偶然、外来、かつ急激な事故によって生じた損害

(2) 設備の製品としての不具合による故障

(B) 市が費用を負担する場合

(1) 市又は清掃など市の依頼による作業者の責による損害

(2) 地震・噴火及びこれらに起因する津波による損害

(3) 戦争・暴動・変乱による損害

(4) その他、(A) 以外で、事業者の責に因らない損害

カ 事業者は、設備について自己の負担で保険に加入することとする。ただし、加入する種類・内容については市と協議の上、定める。

⑥ 事業検証報告

ア 事業者は、光熱費削減額が確実に守られていることを証明するための適切な検証手

法を市に提示する。

イ 事業者は、前項の検証結果並びに修理・交換等の記録を、毎年度市に報告し、市は当該報告の内容を確認する。

#### 8) 事業スケジュール

本事業に関する主要なスケジュールは、以下を予定するが、事業者の提案による工期の短縮は可能とする。

| 日程                   | 内容                   |
|----------------------|----------------------|
| 令和7年11月21日           | 特定事業の選定・公表           |
| 令和7年11月21日           | 募集公告、募集要項等の公表        |
| 令和7年12月3日            | 募集要項等に関する質問受付期限      |
| 令和7年12月5日            | 募集要項等に関する質問・回答公表     |
| 令和7年12月9日            | 参加表明書、参加資格審査申請書類受付期限 |
| 令和7年12月11日           | 資格審査結果の通知            |
| 令和8年1月14日            | 事業提案書等の受付期限          |
| 令和8年1月19日            | 審査                   |
| 令和8年1月下旬             | 優先交渉者の決定及び公表         |
| 令和8年1月下旬             | 基本協定書締結              |
| 令和8年2月下旬             | 基本合意書（仮契約）締結         |
| 令和8年3月中旬             | 本契約締結                |
| 契約締結日 ～<br>令和11年3月   | 整備期間（調査・設計・施工）       |
| 令和11年4月 ～<br>令和21年3月 | 維持管理期間               |
| 令和21年3月              | 事業終了                 |

### 3. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

#### 1) 民間事業者の選定に係る基本的な考え方

本事業は、設計・施工段階から維持管理段階の各業務を通じて、事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い事業能力を総合的に評価することが必要である。従って、民間事業者の選定に当たっては、民間事業者が募集要項に規定する事業参画に足る資格を有しており、かつ民間事業者の提案内容が、市が要求する要求水準及び事業目的を満足することを前提として、公募型プロポーザル方式によって民間事業者を選定する。

## 2) 参加資格要件

### ① 参加者の定義

ア 原則、コンソーシアム※（複数の企業の共同体）での参加とする。

イ コンソーシアムの構成において、沼津市内に本店または本社機能を置く事業者を代表者として選定（代表企業）し、その代表者が市との連絡窓口となり、事業遂行の責を負うものとする。

ウ 参加表明時は、コンソーシアムの構成員全てを明らかにし各々の役割分担を明確にすること。

エ コンソーシアムの構成員のうち施工役割を担う者は、過去 10 年以内に静岡県内公共施設において本事業に類似または準ずる照明設備関連（施工に限らず設計等）の受託実績を有する沼津市内または静岡県内に本店または本社機能を置く事業者を構成員として 1 者以上参画させること。

オ 応募者は、応募を含むそれ以後の提案に係る諸手続き及び契約に係る諸手続きを行う。

カ コンソーシアムの構成員の構成企業のうち、施工役割を担う全者が沼津市における建設工事競争入札参加資格者であることとする。

キ 応募者は、優先交渉権者に選定後、提案提出に基づいて事業運営を目的とした特別目的会社（SPC）を市内に設立すること。特別目的会社（SPC）の設立にあたり代表企業および構成企業は必ず出資することとする。

※コンソーシアムとは、代表企業、構成企業、協力企業で構成される共同体のことをいう。及び、コンソーシアムに参加するものを構成員という。

### ② 参加資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 提出日までに納期限の到来した市税及び提出日の 1 か月前までに納期限の到来した国税（所得税又は法人税及び消費税をいう。）を滞納していないこと。

ウ 募集要項の参加表明書提出日（以下「提出日」という。）から本業務の実施者が特定されるまでの間、沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成 4 年 7 月 1 日施行）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

エ 役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与するこれと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。

オ 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の

履行が確保される者であること。

カ 選定委員会の委員が属する組織、企業又はその組織において関連がある者でないこと。

キ プロポーザル参加コンソーシアムの構成員は、他のプロポーザル参加企業、及び構成員又は協力会社として参加していないこと。

### ③ 応募者の役割

ア 応募者は、各構成員及び協力企業が次の役割を分担するものとする。

(A) 事業役割…市の対応窓口となり契約諸手続を行い、遂行の責を負う。

(B) 設計役割…設計・計画・監理に関する業務を主に実施すること。

(C) 施工役割…施工・施工管理に関する業務を主に実施すること。

(D) 維持管理役割…設備の修繕に関する業務を主に実施すること。

(E) その他役割…上記(A)から(D)まで以外の、S P C運営および金融全般、照明等管理データ、その他照明灯設置状況把握や省エネルギー等の事業検証などに関する業務を各々実施する。

イ 上記、(A)から(E)に該当するものは、過去10年以内に静岡県内公共施設において本事業に類似または準ずる照明設備関連の受託実績を有する沼津市内または静岡県内に本店または本社機能を置く事業者を構成員として参画させること。

ウ 応募者は、省エネルギー改修後のエネルギー削減量を含む事業検証することができる者であること。

エ 施工役割を担う者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、提案内容に該当する種類の建設工事に係る特定建設業の許可、又はこれに類する許可を受けた者であること。なお、施工役割を担う者は、建設業法第26条に基づき、監理技術者を選任すること。

オ 協力先請負業者の選定に当たっては、地元事業者を積極的・優先的に選定すること。

## 4. 募集に関する手続等

### 1) 募集要項の配布

募集要項は、市のホームページにて公表する。

### 2) 募集要項に対する質問受付・回答

本募集要項及び資料に関する質問の受付・回答は、次のとおりとする。

#### ① 質問の方法

質問は、質問書（様式第1号）を使用すること。なお、受付は、以下に示す電子メールのみとし、電話、FAX及び持参等は不可とする。電子メールの件名は、「沼津市公共施設照明LED化事業に係る質問書」とすること。

宛先：沼津市 生活環境部 環境政策課

メール：kankyo@city.numazu.lg.jp

② 受付期間

令和 7 年 12 月 3 日（水）午後 3 時まで【必着】

③ 質問への回答

回答は、提出された質問を取りまとめ、令和 7 年 12 月 5 日（金）に市のホームページで公表することとし、個別の回答は行わない。

3) 参加表明書及び資格確認書類の提出

応募者は、次により参加表明書及び資格確認に必要な書類を持参または郵送する。

なお、持参の場合は、土・日曜日・祝祭日を除く午前 9 時から午後 5 時までとし、

郵送の場合は、必ず「配達記録便」として発送すること。

① 受付期間

令和 7 年 12 月 9 日（火）午後 3 時まで【必着】

② 受付場所

沼津市 生活環境部 環境政策課

〒410-8601 静岡県沼津市御幸町 16 番 1 号

電 話 0 5 5 - 9 3 4 - 4 7 4 1

メール kankyo@city.numazu.lg.jp

③ 参加表明時の提出書類

次の提出書類に表紙とインデックスを付け、A 4 縦長ファイルに綴じたものを 2 部（正 1 部、副 1 部）提出すること。ウ〜コについては、構成員ごとに提出すること。

ア 参加表明書（様式第 2 号）

代表企業名で作成し、提出すること。

イ コンソーシアム構成表（様式第 3 号）

応募者の構成企業又は協力企業を明らかにし、各々の役割分担（事業役割、設計役割、施工役割、その他役割（分担名を記載のこと。)) を明確にすること。なお、構成員の間で交わされた契約書又は覚書等の内容を添付すること。

ウ 法人等役員名簿（様式第 4 号）

応募者は、その構成企業又は協力企業を含む全ての者の役員情報を漏れることなく記載すること。

エ 印鑑証明書

所管法務局発行の証明書の正本で、受付日前 3 か月以内に発行されたもの。

オ 商業登記簿謄本

現に効力を有する部分の謄本で受付日前 3 か月以内に発行されたもの。

カ 納税証明書

最新決算年度の確定申告分の法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書を各1通ずつ綴じたものとし、事務所が複数箇所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。

キ 財務諸表

最新決算年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分（損失処理）計算書等の財務諸表を綴じたもの。なお、写しでも可とする。

ク 会社概要

- (A) 会社概要（様式第5号の1）
- (B) 企業状況表（様式第5号の2）

ケ 特定建設業の許可証明書

建設業法第3条第1項に規定する「特定建設業」又はこれに類する許可証明書を提出すること。なお、写しでも可とする。ただし、担当業務内容により、審査を受ける必要のない場合はその旨を明示すること。

コ 関連事業実績一覧（様式第6号）

様式に従い、以下の項目を網羅した事業実績表を提出すること。なお、事業実績には、PFI事業、ESCO事業や有償の省エネルギー診断を含めることができる。

- (A) 事業件名：契約書上の正確な名称を記載すること。
- (B) 発注者：発注者名を記載すること。
- (C) 受注形態：単独又はグループの別を記載すること。
- (D) 契約金額：消費税相当額を含む金額の総額を記載すること。（千円単位）
- (E) 契約年月日：契約締結日を記載すること。
- (F) 事業期間：契約始期及び終期を記載すること。
- (G) 施設概要：施設の主な用途、規模を記載すること。
- (H) 対象設備：対象機器を記載すること。
- (I) 事業手法：PFI、ESCO、省エネ診断等を記載すること。
- (J) エネルギー計測・検証の有無：事業で計測・検証有無について記載する。

4) 参加資格確認結果及び提案要請書の通知

参加資格の確認結果は、令和7年12月11日（木）に市から応募者（代表者）へメールにて通知し、文章は後日郵送する。また、資格が確認された応募者（代表者）には、併せて提案要請書及び以下の配布資料をメール、若しくは郵送する。

- ① 各施設の照明器具の仕様・台数・稼働時間・総合単価一覧データ
- ② その他

## 5) 事業提案書等の受付

提案要請書を通知された応募者は、市が提供する配布資料を基に、提案書を作成し、持参または郵送する。

なお、持参の場合は、土・日曜日・祝祭日を除く午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は、必ず「配達記録便」として発送すること。

### ① 受付期間

令和8年1月14日（水）午後3時まで【必着】

### ② 受付場所

沼津市 生活環境部 環境政策課

〒410-8601 静岡県沼津市御幸町16番1号

電 話 055-934-4741

メール kankyo@city.numazu.lg.jp

### ③ 提出書類

提案者は、以下に示す提案提出書類・作成要領によるものとし、次の提出書類に表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを8部（正1部、副7部）提出すること。

ア 提案書提出届（様式第8号）

イ 提案総括表（様式第9号の1～第9号の2まで）

提案の全体概要及び全体費用を記載すること。また、LED化されることによる各施設の光熱費削減額についても算出すること。

ウ 資金計画表（様式第10号の1から第10号の3まで）

(A) 事業者収支計画書（様式第10号の1）

事業契約期間中の事業者収支（事業者分）について記載すること。（用紙はA3版横書き）

(B) 資金計画書（様式第10号の2）

外部借入の内訳、金利設定、その他資金調達手法について記載すること。

金利の設定については様式にて指定する内容に基づき提案すること。

(C) 整備費等内訳（様式第10号の3）

初期投資に係る費用及び維持管理費を記載の上、内訳を添付すること。

エ 現地調査及び電力契約の調査に関する提案書（様式第11号）

現地調査及び電力契約の調査について記載すること。

オ 使用機器提案書（様式第12号）

使用機器の詳細について、詳細検討に基づき使用する機器の図、当該機器に関するエネルギー消費状況の評価内容、その他灯具仕様に基づいた内容説明及び数値的根拠について記載すること。

カ 施工計画・施工内容等に関する提案書（様式第13号）

施工に当たり、安全管理・工程管理などにおいて特に重要と判断する事項及び品質

管理、工事完了期限、地元事業者の活用方法に関する内容を記載すること。また、既設設備撤去後の処理方法やデータベースの構築について記載すること。

キ 維持管理等提案書（様式第 14 号）

設備の維持管理業務に関する計画内容を記載すること。また、コスト削減及びサービス水準の向上等の視点、管理システムの管理項目や更新頻度、緊急時の対応、地元事業者の活用方法で工夫している点があれば記載すること。

ク 環境への配慮・事業検証報告（様式第 15 号）

廃棄物の処理方法や分別方法など環境への配慮に関する事項、事業検証報告についての測定や検証方法などについて記載すること。

ケ 事業の目的及びその他市の状況を考慮した提案書（様式第 16 号）

本事業を通じて、市内事業者の活用や市内経済効果など、地域にどのような貢献が出来るか定量的・定性的かつ具体的に示すこと。

④ 作成要領

使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は測量法に定めるものとし、全て横書きで、原則としてフォントはMS明朝体 11 ポイントで統一すること。ただし、図表等を用いる場合には、この限りではない。

各提案書類には、会社名、住所、氏名及びロゴマーク等提案者を特定できる表示を一切付してはならない。

提案書提出届（様式第 8 号）により提出書類の構成を示した上で各様式の 1 頁目にインデックスをそれぞれ付し、A 4 縦長ファイルに綴じたもので提出すること。

なお、A 4 版以外の様式については、A 4 版サイズに折り込むこと。

ア 本募集要項、要求水準書及び質問回答書に記載されている要件を満たすこと。

イ LED 灯具以外に実施する上で必要な設備追加及び工事が出てきた場合、その都度市と協議し対応すること。

ウ 市の計画及び想定するスケジュールに基づき調査、工事等を遂行できること。

エ 市内経済への貢献度については、具体的な提案を行うこと。

オ 工事期間内に工事が未完となった場合、照明灯工事が完了するまで、電気料金の差額を事業者が負担すること。

カ 照明灯維持管理計画書を提出し、市の承諾した維持管理計画に基づいて維持管理を行うこと。維持管理に係る経費は、原則として事業者の負担とする。

キ その他、本募集要項及び要求水準書に定めることのほか、提案の募集等の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。

ク エネルギーに関する換算値

CO2 排出量削減の試算にあたっては、次の換算値で行うこと。

| エネルギー種別 | CO <sub>2</sub> 排出係数             | 備考                                                     |
|---------|----------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 電気      | 0.000408(t-CO <sub>2</sub> /kWh) | 電気事業者別排出係数<br>R7.8.1 環境省・経済産業省公表<br>東京電力エナジーパートナー参考値より |

#### 6) 参加を辞退する場合

提案要請書を交付された応募者が以後の参加を辞退する場合は、提案書受付の締切日の前日までに提案辞退届（様式第7号）を1部、沼津市生活環境部環境政策課に持参又は郵送（必着）で提出すること。

#### 7) 募集要項等の変更

募集要項等の公表における民間事業者の質問を踏まえ、必要に応じて募集要項等の内容を見直し、変更を行うことがある。その場合には、募集要項等の公表と同じ方法で速やかに公表する。

### 5. 優先交渉権者の選定

#### 1) 優先交渉者の決定方法

優先交渉者決定方法の詳細は、沼津市公共施設照明LED化事業審査基準書による。

#### 2) 選定方法

本事業の優先交渉者選定は、公募型プロポーザル方式により行い、事業者の選定にあたっては、提案の審査を厳正かつ公平に行うため、沼津市公共施設照明LED化事業優先交渉権者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）における審議を経て優先交渉者を選定する。

選定委員は、第三者外部委員を含めた以下の委員をもって構成される。

| 氏名    | 所属団体・役職等              |
|-------|-----------------------|
| 佐藤 高志 | 沼津市 生活環境部長            |
| 北條 勝久 | 沼津市 都市計画部 建築住宅局長      |
| 矢田 隆之 | 沼津市 総務部長 兼 統括監（特命担当）  |
| 杉山 泰彦 | 沼津市 建設部長              |
| 金子 昭人 | 沼津市 教育委員会事務局 教育次長     |
| 田中 博通 | 東海大学 名誉教授             |
| 中山 勝  | 静岡産業大学 経営学部 特任教授      |
| 井上 隆夫 | 一般社団法人 静岡県環境資源協会 事務局長 |

選定委員会において提案内容（プレゼンテーションにおける説明等を含む）を総合的に評価、最も評価が高い事業者を最優先交渉者とする。また、2 番目に評価が高い事業者を次点交渉者とする。なお、本選定委員会は非公開とし、審査及び選定基準については、別途、提示する。

### 3) 結果の公表

市は、優先交渉者を選定した場合、参加者に対して速やかに通知するとともに、選定結果及び審査講評を市のホームページにより公表する。

### 4) 優先交渉権の無効及び取り消し

市は、選定された優先交渉者が事業契約締結までに、募集要項に定める参加資格を喪失したときは、優先的交渉権を取り消す場合がある。

### 5) 民間事業者を選定しない場合

民間事業者の募集、提案の評価及び選定において、選定事業者が無い、あるいは、いずれの参加者の提案においても公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業を PFI 事業として実施することが適当でないと判断された場合には、民間事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消す場合がある。

## 6. 応募に関する条件

### 1) 市の支払いに関する事項

市は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条に規定する債務負担行為に基づき、事業者から提供された委託業務成果品に対し、事業契約書に定める委託業務成果品対価（以下、「委託料」という。）を事業者に対して支払う。市が事業者に支払う委託料は、LED 整備に係る対価及び維持管理業務、事業検証報告業務から構成される。

市は、事業者に提供する委託料については、毎年度、1 回支払うことを基本とする。なお、物価変動等に著しく上昇があった場合、契約金額について協議することがある。協議方法の詳細については、事業契約書によること。

### 2) 予定価格

本事業の予定価格は以下のとおりである。

¥ 4, 7 2 3, 3 4 2, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

3) 募集の中止

募集を公正に執行することができないと認められるとき、又は災害その他やむ得ない理由があるときは、募集期限の延期、又は中止することがある。

4) 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

5) 提出書類の取扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。また、市は、応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。

6) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

7) 市からの提出書類の取扱い

市が提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的で使用してはならない。また、応募者は、応募に当たって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

8) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、一つの提案しか行うことができない。

9) 複数の応募者の構成員等となることの禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

10) 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市との協議を行い、市がこれを認めたときはこの限りでない。

11) 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更はできない。なお、提出書類について後日参考資料を求めることがある。

1 2) 虚偽記載の禁止

参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書又は提案書を無効とする。

1 3) P F I 事業に係る財政措置

本事業は、P F I 事業に係る地方財政措置の活用を前提としているため、その趣旨に沿った提案を行うこと。

7. 事業契約に関する事項

1) 基本協定の締結

優先交渉者選定後、市と事業者は速やかに基本協定を締結する。

2) 事業者の責任の履行に関する事項

事業者は、事業契約書に従って責任を履行することとする。事業契約の締結にあたっては、事業の履行を確保するために 100 分の 10 以上を納付することとする。なお、沼津市財務経営規則第 32 条に定める契約保証金の納付の免除条件を満たした場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

3) 特別目的会社（S P C）の設立

優先交渉権者は、本事業を遂行するために会社法に定める設立会社として特別目的会社（SPC）を設立すること。市は優先交渉権者と契約内容の明確化のための協議を実施し、協議内容に基づき、特別目的会社（SPC）と事業契約を締結するものとする。また、特別目的会社（SPC）の設立は基本合意書（仮契約）締結までに設立することを要する。

4) 事業契約の締結

市は、優先交渉権者と事業契約に関する協議を行い、基本合意書（仮契約）を締結する。なお、この基本合意書（仮契約）は、市議会の議決を得て本契約となる。

8. 事業者の責任の明確化と適正かつ確実な事業の確保に関する事項

1) 誠実な業務遂行義務

事業者は、提案書類及び事業契約に定めるところにより、誠実に業務を遂行すること。

## 2) 事業期間中の市と事業者の関わり

- ① 本事業は、事業者の責任において実施される。また、市は適宜、事業実施状況の確認を行う。
- ② 原則として市は選定事業者に対して連絡等を行うが、必要に応じて業務担当企業と直接連絡調整を行う場合がある。
- ③ 事業の継続性を可能な限り確保する目的で、市は、事業者に資金を提供する金融機関と協議し、直接協定を締結することがある。
- ④ 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、市と事業者は誠意を持って協議する。

## 3) 業務実施状況の報告

事業者は、事業契約に定めるところにより、業務実施状況を市に報告し、市の確認又は承諾を受けなければならない。

## 4) 事業の実施状況のモニタリング

市は、事業契約書に定められた業務を事業者が確実に遂行し、事業契約書に定める業務要求水準が達成されているかを確認するとともに、本事業の安定的継続を確保するためモニタリングを行う。モニタリングの詳細については要求水準書を参照すること。

## 5) 事業の終了

事業期間が終了する以前に、事業の継続が困難となり、事業を終了する場合は、事業契約書に定める具体的措置に従うものとする。

# 9. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

## 1) 本事業の継続に関する基本的な考え方

事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するためには、現実性のある事業計画と適格な事業者の採用、市と事業者における適切なリスク分担、全ての合意事項の事業契約書における明文化、事業遂行の定常的な監視を行うモニタリングの実施などが重要である。しかし、こうした措置にもかかわらず事業の継続が困難となった場合を考慮し、事業契約書において、事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

## 2) 本事業の継続が困難になった場合の措置

本事業の継続が困難になった場合にはその発生事由ごとに次の措置をとることとする。

る。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難になった場合

事業者が要求水準書に定められたサービス水準を継続的に達成することができないか、サービス水準の未達の程度が深刻である場合、市は、事業者に改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求める。市の改善勧告にもかかわらず改善されない場合、市は事業者に当該サービスを行う者の交代を求めることができる。こうした措置にもかかわらず、事業の継続が不可と判断される場合、市は事業契約を終了し、新たに民間事業者の選定を行う。

(2) 市の事由により本事業の継続が困難になった場合

事業者は、事業契約書の定めに従い、事業契約を解約することができるものとする。この場合、市は事業者が被る損害を賠償する。

(3) その他の事由により本事業の継続が困難になった場合

市及び事業者は、いずれにも帰責事由のない事項もしくは不可抗力により本事業の継続が困難になった場合、事業契約書の規定に従い、本事業の継続のために適切な措置をとる。それにもかかわらず、本事業の継続が不可能と判断される場合、本事業を終了する。

## 10. 金融機関等と市との協議

事業の継続性を確保する目的で、市は、事業者に対し資金供給を行う金融機関等と協議を行い、直接協定を結ぶことがある。

## 11. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

現時点では、本事業に関する財政上及び金融上の支援に関する措置は想定していない。

3) その他の支援に関する事項

市は、事業実施に必要な許認可等に関し、必要に応じて必要な協力を行う。

## 別紙-1

| No | 管理部署                    | 施設名                        |
|----|-------------------------|----------------------------|
| 1  | 健康づくり課                  | 保健センター戸田分館                 |
| 2  | 健康づくり課                  | 戸田診療所                      |
| 3  | 福祉企画課・健康づくり課            | 沼津福祉プラザ<br>(・沼津夜間救急医療センター) |
| 4  | こども未来創造課                | 北部保育所                      |
| 5  | こども未来創造課                | 西浦保育所                      |
| 6  | こども未来創造課                | 大平こども園乳児部                  |
| 7  | こども未来創造課                | 大平こども園幼児部                  |
| 8  | こども未来創造課                | 金岡保育所                      |
| 9  | こども未来創造課                | 大岡保育所                      |
| 10 | こども未来創造課                | ときわ保育所                     |
| 11 | こども未来創造課                | 戸田こども園                     |
| 12 | こども未来創造課                | 児童発達支援センターみゆき              |
| 13 | こども未来創造課<br>(こども家庭センター) | あしたか学園                     |
| 14 | 学校施設課・ウィズスポーツ課          | 第一小学校 (夜間照明含む)             |
| 15 | 学校施設課・ウィズスポーツ課          | 第三小学校 (夜間照明含む)             |
| 16 | 学校施設課                   | 第四小学校                      |
| 17 | 学校施設課・ウィズスポーツ課          | 第五小学校 (夜間照明含む)             |
| 18 | 学校施設課                   | 開北小学校                      |
| 19 | 学校施設課                   | 片浜小学校                      |
| 20 | 学校施設課                   | 大岡小学校                      |
| 21 | 学校施設課・ウィズスポーツ課          | 愛鷹小学校 (夜間照明含む)             |
| 22 | 学校施設課                   | 原小学校                       |
| 23 | 学校施設課                   | 香貫小学校                      |
| 24 | 学校施設課                   | 門池小学校                      |
| 25 | 学校施設課                   | 今沢小学校                      |
| 26 | 学校施設課                   | 沢田小学校                      |
| 27 | 学校施設課                   | 原東小学校                      |
| 28 | 学校施設課・ウィズスポーツ課          | 大岡南小学校 (夜間照明含む)            |
| 29 | 学校施設課                   | 第一中学校                      |
| 30 | 学校施設課                   | 第三中学校                      |
| 31 | 学校施設課・ウィズスポーツ課          | 第四中学校 (夜間照明含む)             |
| 32 | 学校施設課                   | 第五中学校                      |

| No | 管理部署            | 施設名              |
|----|-----------------|------------------|
| 33 | 学校施設課・ウィズスポーツ課  | 片浜中学校（夜間照明含む）    |
| 34 | 学校施設課・ウィズスポーツ課  | 金岡中学校（夜間照明含む）    |
| 35 | 学校施設課           | 大岡中学校            |
| 36 | 学校施設課           | 愛鷹中学校            |
| 37 | 学校施設課・ウィズスポーツ課  | 原中学校（夜間照明含む）     |
| 38 | 学校施設課・ウィズスポーツ課  | 今沢中学校（夜間照明含む）    |
| 39 | 学校施設課・ウィズスポーツ課  | 門池中学校（夜間照明含む）    |
| 40 | 学校施設課           | 長井崎小中一貫学校        |
| 41 | 学校施設課           | 静浦小中一貫学校         |
| 42 | 学校施設課           | 戸田小中一貫学校         |
| 43 | 市立高校            | 市立高校             |
| 44 | 図書館             | 沼津市立図書館          |
| 45 | 図書館             | 戸田図書館            |
| 46 | 地域自治課           | 旧西浦小学校 屋内運動場     |
| 47 | ウィズスポーツ課        | 市営野球場            |
| 48 | ウィズスポーツ課        | 大岡公園運動場          |
| 49 | ウィズスポーツ課        | 西部市民運動場          |
| 50 | ウィズスポーツ課・文化振興課  | 旧静浦西小学校（文化財センター） |
| 51 | 資産活用課           | 本庁舎              |
| 52 | 地域自治課           | 大岡地区センター         |
| 53 | 地域自治課・市民課       | 大平地区センター         |
| 54 | 地域自治課・市民課       | 浮島地区センター         |
| 55 | 地域自治課           | 第一地区センター         |
| 56 | 地域自治課           | 原地区センター          |
| 57 | 地域自治課・危機管理課     | 第四地区センター・沼津南消防署  |
| 58 | 地域自治課・市民課       | 静浦地区センター         |
| 59 | 地域自治課           | 第五地区センター         |
| 60 | 地域自治課           | 片浜地区センター         |
| 61 | 地域自治課           | 第三地区センター         |
| 62 | 地域自治課           | 門池地区センター         |
| 63 | 地域自治課           | 今沢地区センター         |
| 64 | 地域自治課・市民課       | 内浦地区センター         |
| 65 | 地域自治課・観光戦略課・市民課 | 戸田地区センター・くるら戸田   |
| 66 | 長寿福祉課           | 千本プラザ            |
| 67 | 観光戦略課           | キラメッセぬまづ         |

| No | 管理部署        | 施設名          |
|----|-------------|--------------|
| 68 | クリーンセンター管理課 | 衛生プラント       |
| 69 | 危機管理課       | 沼津北消防署       |
| 70 | 長寿福祉課       | 戸田デイサービスセンター |
| 71 | 観光戦略課       | 沼津港水門展望施設    |
| 72 | 水産海浜課       | らららサンビーチ     |
| 73 | 緑地公園課       | 沼津御用邸記念公園    |
| 74 | 文化振興課       | 明治史料館        |
| 75 | 文化振興課       | 若山牧水記念館      |
| 76 | 生涯学習課       | ゆめとびら舟山      |
| 77 | クリーンセンター管理課 | 最終処分場        |